議案受領

五月十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

議案受領（予備審査）

五月十日衆議院から次の議案が送付された。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案（丹羽秀樹外九名提出）（衆第三四号）

質問主意書提出

五月十日議員から次の質問主意書が提出された。

学童保育に関する質問主意書（小林正夫提出）（第一一〇号）

報告書提出

五月十日委員長から次の報告書を提出した。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）審査報告書

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）審査報告書

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）審査報告書

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案（閣法第三二号）審査報告書

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一七号）審査報告書

要求書受領

五月十日内閣から、左記の者を国家公務員倫理審査会委員に任命したいので、国家公務員倫理法第十四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月二十五日任期満了の中村正武の後任）

相原　佳世

また、同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月十五日任期満了による再任）中西　友子

また、同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了の柴山秀雄の後任）

松田　隆利

（同日任期満了による再任）

髙橋　滋

また、同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月十九日任期満了の浜田健一郎の後任）

小林いずみ

（同日任期満了による再任）

上田　良一

（同日任期満了の美馬のゆりの後任）

堰八　義博

（三月三十一日辞職の宮田亮平の後任）

宮原　秀夫

（六月十九日任期満了の室伏きみ子の後任）

渡邊　博美

また、同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月二十九日任期満了の石田浩二の後任）

西田　貴子

また、同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（八月十四日任期満了による再任）品田　充儀

（六月三十日任期満了による再任）木村　亨

また、同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月二十二日任期満了の西島幸夫の後任）

瀧澤　泉

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（五月六日）

○財務大臣臨時代理解職

国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○文部科学大臣臨時代理解職

同　遠藤　利明

文部科学大臣馳浩帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる（以上五月七日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はイタリア国、フランス国、ベルギー国、ドイツ国、英国及びロシア国へ出張のところ五月七日帰朝した。

国務大臣　島尻安伊子

内閣府特命担当大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（少子化対策担当及び男女共同参画担当）事務代理を免ずる

同　島尻安伊子

内閣府特命担当大臣石破茂帰朝につき内閣府特命担当大臣（地方創生担当）事務代理を免ずる（以上五月八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ジブチ国大統領イスマイル・オマール・ゲレ閣下の大統領再任につき、五月八日御祝電を発せられた。

公告

諸事項

工場財団

東京都千代田区六番町２番地**東野崎ソーラーウェイ合同会社**の工場財団に岡山県玉野市東野崎21番地５東野崎ソーラーウェイの機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年５月12日

岡山地方法務局岡山西出張所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年５月12日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

１　処分をした年月日　平成28年４月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　庄司建設工業株式会社　庄司　岳洋　福島県南相馬市原町区青葉町１－１－１　国土交通大臣許可（特－24）第1311号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第４６２号

京都市伏見区奈良屋町398

申立人　久世　保

本籍京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町598番地、最後の住所京都府向日市寺戸町新田17番地の４、死亡の場所京都府向日市、死亡年月日平成28年２月１日頃から10日頃までの間、出生の場所京都市東山区、出生年月日昭和26年５月13日、職業無職

被相続人　亡　**落合**　光治

事務所　京都市中京区御幸町通竹屋町上るちせやビル１階　塚本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚本　誠一

京都家庭裁判所